

川南町人口減対策調査分析業務委託に係る
プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、「川南町人口減対策調査分析業務委託」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う簡易プロポーザル方式で実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

- (1) 件名：川南町人口減対策調査分析業務委託
- (2) 履行期間：契約締結日から平成30年3月23日まで
- (3) 履行場所：川南町総務課
- (4) 業務内容：「川南町人口減対策調査分析業務委託仕様書」のとおり
- (5) 概算経費：5,000,000円（税込）

3 参加資格及び欠格事項

(1) 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

ア 川南町において競争入札参加資格を有すること。

（入札参加資格申請をしていない場合については、参加申込書締切りまでに同申請書を行い、確認を受けること。）

イ 他自治体において、類似業務を受託した実績を有すること。

ウ 委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

イ 租税（国及び地方税）を滞納している者

ウ 川南町暴力団排除条例（平成23年川南町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第3号に規定する暴力団関係者である者

4 スケジュール

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 実施公告 | 平成29年 5月19日（金） |
| (2) 参加申込期限 | 平成29年 6月 9日（金） |
| (3) 企画書提出等期限 | 平成29年 6月16日（金） |
| (4) 選定会開催 | 平成29年 6月20日（火） |

(5) 選定結果通知 平成29年 6月23日(金)

5 プロポーザルの方法

(1) プロポーザルの参加について

プロポーザルへの参加を希望する者は、別添申込書を平成29年6月9日(金)までにファクシミリ又はメールにて川南町総務課まで申し込むこと。

なお、ファクシミリ送信後は、確認の電話をすること。

(2) 提出資料

各社の提案は、1社1案とする。

ア 企画書 6部(A4版)

様式は、自由とするが以下の事項を必ず記載すること。

(ア) 提案のコンセプト

(イ) ヒアリングやアンケート調査の方法

(ウ) 受託体制

(エ) 業務スケジュール

(オ) その他、本業務を行うにあたって、自社の特徴的な取組や成果品の効果的な使用の提案などあればその内容

イ 見積書(頭書記載の概算経費額を越えないよう注意すること。)

ウ 会社概要(既存のもの) 1部

エ 業務実績(既存のもの及び地方公共団体との契約実績) 1部

オ 役員名簿(役員の氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載) 1部

(3) 提出期限

平成29年 6月16日(金) 午後5時まで

※ 本要領中「8 企画提案書の提出及びプロポーザルに関する問合せ先」に郵送又は持参で提出すること。(郵送の場合は、書類書留郵便に限る。)

(4) 選定方法

提出された企画案等について総合的に審査の上決定する。希望者は、選定会日にプレゼンテーションを行うことができる。

(5) その他

ア 提出された資料は、返還しない。

イ 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

ウ 上記(4)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者(以下「候補者」という。)として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。なお、契約手続きに要する費用は、候補者負担とする。

エ 選考結果については、全参加者に書面(ファクシミリ又はメール)にて連絡する。

オ 契約保証金については、川南町契約規則(平成24年川南町規則第11号)

第30条及び第31条の規定による。

6 プロポーザルに関する問い合わせ

(1) 問合せ及び回答

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールにて全参加者に回答する。

質問書をファクシミリ、電子メール又は持参することで受け付ける。質問書を送信する場合は、送信の事後に必ず電話確認を行うこと。

(2) 受付期間

公告の日から平成29年 6月14日（水）午後5時までとする。

7 著作権

(1) 完成した川南町人口減対策調査分析のデータの所有権その他一切の権利は川南町に帰属するものとする。

(2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、川南町が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを受注者が行うこととする。

また、この場合、受注者は当該契約の内容について事前に川南町の承認を得ること。

8 企画提案書の提出及びプロポーザルに関する問合せ先

〒889-1301

宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

川南町 総務課 人口対策係 担当：橋口

TEL：0983-27-8001 / FAX：0983-27-5879

E-mail：jinko@town.kawaminami.miyazaki.jp